

○ 厚生労働省及び文部科学省は、地域の医師不足を解消するため、平成31年度までに大学に認可されている医学部の臨時定員に関し、「都道府県の医師修学資金の貸与を受け、大学卒業後に一定期間、都道府県内で医師として就業する意思を有する学生を別枠で選抜する地域枠」に限り、最大2年間(令和2年度・3年度)の臨時定員の措置を延長する方針を示し、都道府県と大学間で調整するよう、求めている。

【山形大学医学部医学科の場合(H31年度まで)】

医学部医学科 (120名)		
105	5	10
一般枠	一般枠	地域枠
本来の定員	臨時定員増	
105	15	

県からの要請

- 1 平成31年度まで認可された臨時定員分(15名)を維持し、その全てを地域枠とすること。
- 2 当該臨時定員分の地域枠は、県医師修学資金の貸与を必須とすること。

医学部医学科 (120名)		
105	15	
一般枠	地域枠	
本来の定員	臨時定員増	
105	15	

山形大学医学部

- 1 臨時定員は全て削減する。
- 2 本来の定員(恒久定員)の中に「山形県定着枠」を設定する(詳細は今後公表)

医学部医学科 (105名)		
?	?	
一般枠	山形県定着枠	
本来の定員		
105		

臨時定員削減
(▲15)

【削減理由】

- ① 将来、医師過剰時代が到来すること。
- ② 県医師修学資金の貸与を受けると、へき地勤務が義務付けられるため、専門医を養成する上で制約となる。